

平成27年2月17日に産業水道委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

## 農業委員会改革について

### ～内容～

農業委員会等に関する法律が平成27年1月30日に内閣の地方分権改革推進本部により決定した。平成26年6月24日には閣議決定により、規制改革実施計画に基づき農業委員の選挙制度及び議会推薦、団体推薦による選任制度を廃止し、市町村議会の同意を得て市町村長が選任する農業委員に一元化するとし、その際、事前に地域からの推薦、公募等を行うこととするとされている。

この規制改革実施計画は、国の改革法案検討プロジェクトチームが各関係団体の意見を聞きながら検討をしているということであったが、2月13日付けの全国農業新聞に政府・自民党が2月9日、農業委員会改革に向けた法制度の骨格を決めたとも報道されている。

そこで、農業委員会改革の現状について、調査を行った。

### ～質疑～

**問：農業委員は今までのように選挙とか推薦とか、そういうものはもうなくなるということか。また、現行の農業委員の定数は誰が決めているのか。農地利用最適化推進委員の新設、現地調査等の詳細はどうか。**

答：定数は地域の数等を踏まえて政令で定める基準に従い条例で定めるとされているが、行政で定めるのか農業委員会で定めるのか詳細は未だ不明である。

現在は農業委員がそれぞれ地元の案件の転用申請等調査を行うが、それをこの推進委員に任せ、半数に減された農業委員は現地調査の報告を受けて審議し決定するようになると変わると思われる。

**問：農業委員の過半数は認定農業者となっている。認定農業者とは何で、現在何人か。**

答：将来農業で頑張っていこうとする人が5年後の農業経営目標を計画し、その計画を本市が農業経営基本構想に照らして認定した者をいい、134人いる。

**問：農業委員会は、農地法に基づく農地転用のほか、どのような業務を行っているのか。現在の34人の農業委員のうち認定農業者は何人か。**

答：農業委員の主な業務は年間約200件の4条、5条の農地転用申請、届出について現地調査を含めて審査を行っている。また、荒廃農地のパトロール等により利用状況調査等を行っている。8人の認定農業者が農業委員になっている。

**問：現在28人公選の委員が地域から選出され、地元がよく見える。そのうち4人は議**

会で推薦しており地元の事情をよく知っている。今度は推進委員がその仕事をし、許可は農業委員会がする。そうすると、半数程度の人数の農業委員が推進委員と協議をしながら進めるとはいえ、地元の事情がきちんと分かって判断ができる体制になるのかどうか。

答：半数程度になった農業委員と推進委員との連携がとれるのかという点を今の農業委員も危惧している。地元のことをよく知っていなければ審議案件の調査もできない。推進委員も地元をよく知る人で、推進委員も審議に出席することができるので、推進委員の出席のもと状況を説明して審議しなければ難しいと思う。

問：新しい農業委員は本市在住に限るのか。女性、青年農業者を積極的に登用することだが、青年農業者の定義があるのか。

答：農業委員は1反以上の農地を持つ市民で年間60日以上農業に従事する者であり、まず農業委員の選挙権を有し、農業委員として立候補できる。そういう資格者が農業委員となるが、女性や青年農業者を全体の何割にするとは決められていない。

## 農地転用の許可権限について

### ～内容～

農地転用4条、5条の許可手続は市街化区域外は許可申請で、市街化区域は届出になる。市街化区域外の許可手続は転用面積が4haを超える場合は農林水産大臣の許可、4ha以下は都道府県知事の許可になる。市町村に権限移譲が行われ、市町村から農業委員会に事務委任されている場合は農業委員会が許可を行う。ただし、2haを超え4ha以下の場合は農林水産大臣の協議が必要となる。

今回の改革で、市街化区域外の転用面積が4haを超える場合は全国と同じ農林水産大臣の許可であるが、都道府県へ権限移譲され当分の間は農林水産大臣、国の協議が必要となる。ただし、一定の条件を満たして農林水産大臣の指定を受けた市町村は都道府県と同じ権限が持てるとされている。次に、転用面積が4ha以下については、岡山県は平成19年4月に市町村長に権限移譲し同年に総社市長は農業委員会へ事務を委任している。ただし、2haを超え4ha以下は農林水産大臣の協議が必要となっているが、今回の改革により、この協議が廃止される。県によっては、4ha以下を市町村に権限移譲していない県もあり、また、4haでなく2ha以下を市町村に権限移譲している県もあるとの説明が当局からあり、調査を行った。

### ～質疑～

問：新しい許可権限になったら、本市はどうなるのか。企業の立地が進むようになるのか。

答：権限が、県ないし選ばれた市町村に移譲がされるだけで、現状のハードルが下がるわけではない。許可の要件はいずれも変わらない。協議が不要にはなるので、スピード感を持って転用手续ができる。

問：例えば市街化区域であると、農業振興地域の規制がかかる場合はどうなるのか。市街化区域なら問題ないが、市街化区域外で調整区域と農振と農用地と両方の場合はどうか。農振農用地の場合の権限はどうなってくるのか。

答：農振の除外については現行どおりであり、今回の農地転用の許可の基準が変わるのは直接関係はない。都道府県と同じ権限というのも、具体的には国から何も示されておらず不明である。

## 耕作放棄地について

### ～内容～

荒廃農地の面積は、平成 23 年度 37 万 9,050 ㎡、平成 24 年度 34 万 3,162 ㎡であるが、平成 24 年 12 月の法改正により荒廃農地の判定区分が変更された関係で、平成 25 年度には 70 万 7,135 ㎡と倍増している。また、判定区分 A 分類、B 分類ということで改めて荒廃農地の全体調査をしたところ倍増している。

A 分類とは、再生利用が可能な荒廃農地で、抜根や整地、区画整理、客土等により再生することで通常の耕作が可能になると見込まれる農地。B 分類は再生利用が困難と見込まれる荒廃農地で、森林の様相を呈し、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれる農地のことであるなどの説明が当局からあり、調査を行った。

### ～質疑～

問：農業ができず自然の流れで放棄地になってるところ、水も出ないし、後継者もないなど A 分類、B 分類にもいろんなところがあると思う。一概に A と B だけで簡単に区別できるものではない。本市が進める等地交換法で無理やり農地に戻したところで自然の流れでまた荒れてしまうという可能性も十分ある。いたずらにここは農地に変えるという机の上だけの議論ではなく、本市独自の分類方法が必要だと考えるがどうか。

答：A 分類、B 分類は本市が単独で決めているものではないため、これを変えるのは無

理である。B分類のうち原状に復帰できない農地は、やはり山際などが多い。このため、平地部の荒廃農地はB分類にせず、耕作で復元ができる土地というふうに判断している。B分類は、農地に復元する場合田では無理なので、今後は畑や樹園地にすることを考えるべきと考えている。

**問：B分類を将来的に耕地化するとき、単にその耕地だけを耕すというだけでは実際は仕事ができない。道をつけたり、周辺設備を整えたりしないと機能しない。その辺りを踏まえて困難と考えるか可能と考えるかと思うがどうか。**

答：耕作放棄地を解消するときには、そこだけで考えず、ある程度の面積を一括して面的に解消していかなければ、後の活用方法が難しいと考えている。

### ～現地視察～

以上のような質疑ののち、三須・山手地内の耕作放棄地や、耕作放棄されていたが、現在再生中である農地を現地確認した。